

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る年間実績について（報告）

匿名感染症関連情報の第三者提供について

令和4年に感染症法を改正し、匿名感染症関連情報の第三者提供及びレセプト情報（NDB）等との連結分析を可能とする仕組みを整備（令和6年4月1日施行）

匿名感染症関連情報の第三者提供

- 匿名感染症関連情報とは、**厚生労働省が感染症法に基づき、医師の届出（発生届）に関して国が報告を受けた内容などについて、個人の特定ができない形で匿名化した情報**である（iDB：Infectious Diseases Surveillance Database）。
- 厚生労働大臣は、**国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報を以下に掲げる範囲で提供することができる。**

提供申出者の範囲

- ✓ 国の行政機関、都道府県及び市区町村
- ✓ 大学、研究開発法人等
- ✓ 民間事業者
- ✓ 国等が支出する補助金等を充てて業務を行う医師等

利用目的（研究の内容）

- ✓ 医療分野の研究開発に資する分析
- ✓ 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ✓ 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究
- ✓ 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究

※ 特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。

第三者提供にあたっての審査体制

- 匿名感染症関連情報の第三者提供や公表の可否等について、厚生科学審議会感染症部会に設置した「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」において専門的観点から審査を行う。**なお、感染症部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件については、感染症部会で審議する。審査結果については、年1回感染症部会に報告する。

厚生科学審議会

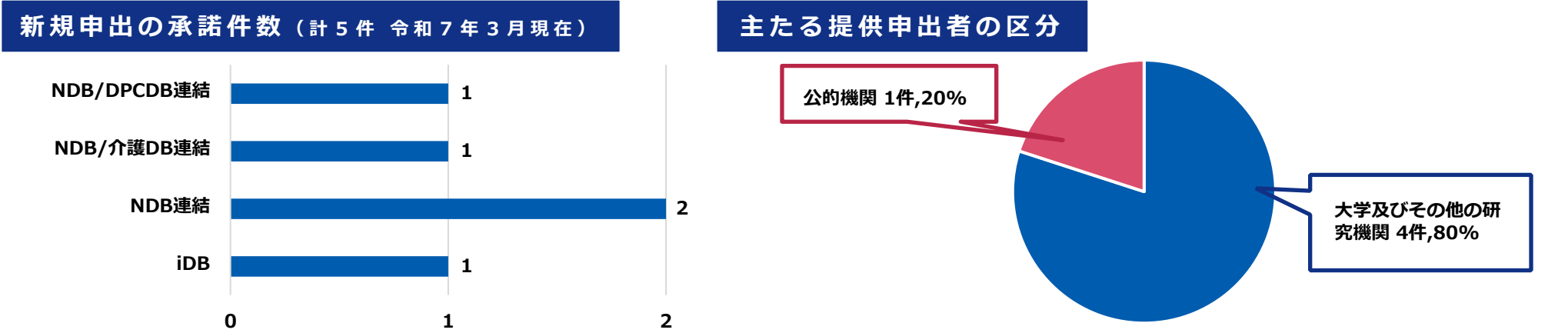
感染症部会

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

平時においては、年間4回の審査を予定

令和6年度における匿名感染症関連情報の第三者提供に係る年間実績について

令和6年度は、匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会を5回開催（個別審査は4回）。新規申出の承諾件数は5件、大学及びその他の研究機関が4件、公的機関が1件であった。



(参考) 第三者提供の承諾案件一覧

提供申出者	研究の名称	申出者区分
国立大学法人東京大学	新型コロナウイルス感染患者の受療状況と重症化および後遺症の関連	大学及びその他の研究機関
国立大学法人京都大学	新型コロナウイルスの蔓延に伴う緊急事態宣言等の初期の政策介入の影響分析	大学及びその他の研究機関
国立感染症研究所	サーベイランスデータでは見えない急性呼吸器感染症のリスクや治療と転帰の検討 Examination of risks, treatments, and outcomes of acute respiratory infections not visible in surveillance data	公的機関
公立大学法人奈良県立医科大学	発生届情報と公的に標準化された医療情報を活用したCOVID-19感染症医療体制の評価・検証	大学及びその他の研究機関
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	全国DB連結によるCOVID-19パンデミック前後での罹患者と非罹患者の新規診断疾患・要介護状態に関する比較研究	大学及びその他の研究機関

その他実績

- 公表された成果物 なし
- iDBデータの不適切利用の発生 なし
- 実地監査 実施済み